

令和元年11月18日

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	井澤	郁人
同	黒部	栄三
同	府川	正明

監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象団体

平成30年度の公の施設の指定管理者について、下記の施設に関する所管部課及び指定管理者の義務の履行並びにその出納その他の事務事業の執行等

(1) 平塚栗原ホーム

所管部課：福祉部福祉総務課

指定管理者：平塚栗原ホーム管理運営共同事業体

(2) 袖ヶ浜デイサービスセンター

所管部課：福祉部高齢福祉課

指定管理者：社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会

(3) 馬入ふれあい公園

所管部課：都市整備部総合公園課

指定管理者：サカタのタネグリーンサービス・湘南ベルマーレ SC 共同事業体

2 監査の実施期間

令和元年9月2日から令和元年10月24日まで

3 監査の方法及び監査項目

所管課及び団体から指定に係る文書、書類等の提出を求め、指定管理の目的に沿った事業が行われたか、事業報告・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 指定手続き
- (2) 協定書
- (3) 指定管理料
- (4) 施設の管理
- (5) 業務の履行
- (6) 利用料金

(7) 指定管理者の出納

4 関係書類

(所管課分)

指定管理者の指定手続きに関する書類、管理の協定等、管理経費に関する書類及び事業報告書の点検に関する書類等

(指定管理者分)

事業計画書及び事業報告書、管理経費に関する書類、金銭出納帳、収入・支払伝票及び団体の経理関係規程等

5 監査の結果

(1) 平塚栗原ホーム

所管課：福祉総務課

指定管理者：平塚栗原ホーム管理運営共同事業体

ア 下記の指摘事項を除く所管課における指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び指定管理者における管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・ 基本協定書に定められた第三者に対する委託について、事前に書面による承認を得ることなく委託された業務があったので、所管課においては指定管理者に対して適正な手続きを指導するとともに、業務の履行確認を確実に実施されたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
栗原ホーム	<ul style="list-style-type: none">・ 2階事務室に洗面台の水の出が悪い箇所あり・ 1階浴槽の外壁壁面に白華現象箇所あり・ 1階廊下の壁タイルに剥がれ箇所あり・ 地下1階空気調和機の給気ダクト接続部に剥がれ箇所あり・ 全館の非常用照明器具にバッテリー不良による不点灯箇所あり

(2) 袖ヶ浜デイサービスセンター

所管課：高齢福祉課

指定管理者：社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会

ア 下記の指摘事項を除く所管課における指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び指定管理者における管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・ 指定管理業務収支報告書の決算額に配食サービス事業にかかる経費の一部が含

まれていた。所管課においては指定管理者に対して適正な管理を指導するとともに十分な点検をされたい。

- ・ 基本協定書に定められた利用料金の決定について、指定管理者が事前に市長の承認を受ける手続きが適正になされていない状況が認められた。所管課においては、指定管理者に対して適正な手続きを指導するとともに、利用料金の決定を定められた手続きにより確実に実施されたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(3) 馬入ふれあい公園

所管課：総合公園課

指定管理者：サカタのタネグリーンサービス・湘南ベルマーレ SC 共同事業体

ア 下記の指摘事項を除く所管課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び指定管理者においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・ 事業報告書の点検について、指定管理業務と自主事業の区分に不明確な点が認められるので、所管課においては指定管理者に対して適正な指導をされたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
馬入ふれあい公園（ひらつかアリーナ、馬入サッカー場公園分部含む）	・ 地盤について、樹木周り等に劣化箇所あり ・ ベンチについて、天端石に割れ及び欠けの箇所あり

以 上